

加古川市新規就農者経営発展支援事業補助金（経営発展支援事業）交付要綱

令和5年4月1日産業経済部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するために、機械・施設等の導入を支援することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、将来の市の農業の担い手の確保に資することを目的とし、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、実施要綱別記1第6の3に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後2週間以内に実施要綱別記1第6の4に定める実績報告兼助成金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、規則第15条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日又は実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	補助金名称	経営発展支援事業
補助金の範囲	対象となる者	実施要綱別記1第5の1の要件を満たす者
	対象となる事業	実施要綱別記1第5の2の要件を満たす者
補助金の額		実施要綱別記1第5の3のとおり